

○学校法人福岡大学自己点検・評価規程

平成7年12月27日

制定

平成8年4月1日施行

改正 平成9年12月1日 平成13年4月1日

平成16年4月1日 平成26年2月1日

平成29年4月1日 令和2年8月1日

令和3年4月1日 令和3年12月1日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人福岡大学(以下「本法人」という。)の教育研究等に係る適切な水準の維持及び向上に資するため、本法人の設置する学校(以下「設置校」という。)の諸活動について、恒常的に自ら行う点検及び評価(以下「自己点検・評価」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の自己点検・評価は、原則として設置校ごとに行うものとする。

3 前項の規定により自己点検・評価を行った結果については、常勤理事会議及び理事会に報告するとともに、学内外に公表する。

第2章 大学の自己点検・評価

(大学の自己点検・評価の体制)

第2条 福岡大学(以下「大学」という。)は、学校教育法(昭和22年法律第26号)の定めるところにより、自己点検・評価を行う。

2 大学は、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、内部質保証の方針や具体的な手続を定め、その実施を推進するため、福岡大学自己点検・評価推進会議(以下「自己点検・評価推進会議」という。)を置く。

3 自己点検・評価推進会議が内部質保証を推進するにあたり、領域ごとに自己点検・評価を行うこととして、領域別の会議(以下「領域別内部質保証推進会議」という。)と連携してこれを行う。

4 前項の領域別内部質保証推進会議は、次に掲げる領域の区分に応じ、当該各号に掲げる会議をもって充てる。

(1) 教育・学生支援・学生の受入れに関する領域 教育推進会議

(2) 研究に関する領域 研究推進本部会議

(3) 社会連携・社会貢献に関する領域 地域連携推進会議

(4) 運営・財務に関する領域 企画運営会議

5 前項各号に掲げる領域別内部質保証推進会議の下、大学の学部、研究科その他の組織(以下「部局」という。)ごとに自己点検・評価を実施することとして、部局別自己点検・評価実施委員会(以下「部局別実施委員会」という。)を置く。

(自己点検・評価項目)

第3条 自己点検・評価の項目は、次に掲げるとおりとする。

(1) 理念及び目的に関する事項

(2) 内部質保証に関する事項

(3) 教育研究組織に関する事項

(4) 教育課程・学習成果に関する事項

(5) 学生の受入れに関する事項

(6) 教員・教員組織に関する事項

(7) 学生支援に関する事項

(8) 教育研究等に係る環境に関する事項

- (9) 社会連携・社会貢献に関する事項
- (10) 大学の運営・財務に関する事項
- (11) その他自己点検・評価に必要な事項
(自己点検・評価推進会議の構成等)

第4条 自己点検・評価推進会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 事務局長
- (4) 学部長
- (5) 教務部長
- (6) 学生部長
- (7) 図書館長
- (8) 研究推進部長
- (9) 第二部主事
- (10) 研究科長
- (11) 法科大学院長
- (12) 大学院学務委員長
- (13) 社会連携センター長
- (14) その他学長が必要と認める者 若干人

2 前項第14号の構成員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 学長は、自己点検・評価推進会議を招集し、その議長となる。

4 学長に事故あるときは、学長が指名する副学長が職務を代行する。

5 自己点検・評価推進会議は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

6 議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

7 議長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(自己点検・評価推進会議の審議事項)

第5条 自己点検・評価推進会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 内部質保証の推進に関する事項
- (2) 自己点検・評価の実施計画、評価項目、実施要領等の基本方針に関する事項
- (3) 自己点検・評価の組織及び運営体制に関する事項
- (4) 自己点検・評価の結果に基づく検証に関する事項
- (5) 自己点検・評価に係る報告書の作成、公表及び活用に関する事項
- (6) 自己点検・評価の結果に基づく認証評価の申請に関する事項
- (7) その他内部質保証の推進及び自己点検・評価に関し自己点検・評価推進会議が必要と認めた事項
項
(委員会等)

第6条 議長が必要と認めるときは、自己点検・評価推進会議に委員会等を置くことができる。

2 前項の委員会等の構成及び業務は、自己点検・評価推進会議において定めるものとする。

(部局別実施委員会の構成等)

第7条 部局別実施委員会の構成、活動その他必要な事項は、各部局において定める。

(自己点検・評価の実施方法)

第8条 自己点検・評価推進会議は、審議の結果に基づき、部局に対し、自己点検・評価の実施を指示する。

2 前項の指示を受けた部局は、それぞれ部局別実施委員会を設置し、自らが行う諸活動について自己点検・評価を実施する。

- 3 部局別実施委員会は、前項の規定により自己点検・評価を実施した結果について、第2条第4項各号の領域の区分に応じ、各領域別内部質保証推進会議に報告する。
- 4 前項の報告を受けた領域別内部質保証推進会議は、その内容を確認し、適切性を検証した上で、実施結果を取りまとめ、自己点検・評価推進会議に報告する。
- 5 前項に規定する検証の過程において、議長が早急に改善の必要があると認める事項があるときは、関係する部局に対し、改善の指示又は助言を行うとともに、この内容を自己点検・評価推進会議に報告するものとする。
- 6 前2項の報告を受けた自己点検・評価推進会議は、全学的な視点による点検・評価を行い、総括する。

(結果の活用)

第9条 自己点検・評価の総括を行った自己点検・評価推進会議は、関係する領域別内部質保証推進会議又は部局にその内容を報告し、必要な指示を行うとともに、改善方法等について助言を行う。

- 2 前項の指示又は助言を受けた領域別内部質保証推進会議は、必要な改善策を講じてその実施に努め、又は関係する部局に対し必要な指示を行うとともに、改善方法等について助言を行うものとする。
- 3 前2項の指示又は助言を受けた部局は、当該部局における諸活動について、必要な改善策を講じ、その実施に努めるものとする。前条第5項の定めるところにより、検証過程において改善の指示又は助言を受けたときも、同様とする。

(外部評価)

第10条 大学の自己点検・評価活動における客観性及び公平性の確保の観点から、学長が必要と認めるときは、福岡大学外部評価委員会(以下「外部評価委員会」という。)の評価を受けるものとする。

- 2 前項の外部評価委員会に関する規程は、別に定める。

(外部評価結果の活用)

第11条 学長は、外部評価委員会から大学の自己点検・評価に関する報告を受け、その内容を自己点検・評価推進会議に通知する。

- 2 前項の通知を受けた自己点検・評価推進会議は、その内容を確認するとともに、必要に応じ自己点検・評価活動の改善にこれを活用する。

(庶務)

第12条 自己点検・評価推進会議の庶務は、企画課が処理する。

- 2 部局別実施委員会の庶務は、部局における各事務部の長が指定する部課(室)が処理する。

第3章 附属学校の自己点検・評価

(附属学校の自己点検・評価)

第13条 附属学校は、学校教育法の定めるところにより、自己点検・評価として学校評価を行う。

- 2 前項の学校評価は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)の定めるところにより、これを行う。

第4章 補則

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、本法人における自己点検・評価の実施に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、令和2年8月1日から施行する。

附 則(令和3年3月29日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年12月1日から施行する。